平成２８年（フ）第２３号
群馬県前橋市天川大島町１丁目12番地３　吉田コーポＮｏ．２　201号
破産者　須藤　淳一
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１号
群馬県太田市末広町572番地６
破産者　神谷　行雄
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１８号
群馬県太田市龍舞町4211番地
破産者　池田美千代
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第８号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番８―603号
破産者　小原　良夫
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９４５号
名古屋市昭和区川名町２丁目65番地の４
破産者　横田　明宜
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９４６号
名古屋市昭和区川名町２丁目65番地の４
破産者　横田　千世
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５号
名古屋市西区笠取町３丁目78番地の２　ゴールデンハイツＢ棟12号
破産者　田村　智朗
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９９号
名古屋市北区辻町１丁目43番地の13　エステートピアヴェル102号、従前の住所愛知県春日井市杁ケ島町11番地１　コーポはやし203号
破産者　清水　史季
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０９号
名古屋市港区港楽２丁目10番20号　シティ・ファミリー港楽202号
破産者　荒引　　洋
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８２２号
大阪市平野区平野本町２丁目10番27号　平野ハイツ102
破産者　宮原　　亮
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０５号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３―1207号
破産者　桑原　洋次
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６４号
東京都中野区本町３―29―10ヴェルティ306、住民票上の住所大阪市淀川区東三国２丁目10番３―501号
破産者　高橋　正明
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５３号
神戸市灘区大石東町２丁目３番６号
破産者　菅原　清則
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５１号
大阪市住吉区苅田７丁目６番10号　北村マンション301号
破産者　松本喜誉隆
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５号
堺市堺区今池町６丁７番２号　カーサ浅香202号、開始決定時の住所堺市堺区香ヶ丘町１丁14番35号
破産者　藤本　貴志
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
奈良市富雄北２丁目３―30―408、住民票上の住所奈良市富雄元町２丁目６番47号
破産者　喜久龍富雄店こと　米田　忠重
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３４９号
奈良市富雄北２丁目３―30―408、住民票上の住所奈良市富雄元町２丁目６番47号
破産者　米田　明子
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３９９号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字幸田７番地２　ロイヤルハイツ403号
破産者　吉田妙華子こと　李　妙華子
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
奈良県桜井市大字川合90番地の19　101
破産者　竹本　賢典
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所